

技術支援査証（90日）取得について（浜松領事館）

2013年6月13日

査証取得日数：8日間（申請受付は、月曜日及び火曜日のみ）

査証有効期限：90日

滞在可能日数：90日間又は指定された期間、現地での延長不可、永住査証への切り替え不可

※180日（査証発給日から起算）の間に一度しか発給することは出来ません。

必要書類

- 1) パスポート ・ 1冊 残存有効期限6ヶ月以上必要
 - ・ 未使用の査証用ページが2ページ（見開き）必要
- 2) 写真 ・ 1枚 横3.5cm×縦4.5cm以上（顔のサイズ 3.1～3.6cm）
 - ・ 6ヶ月以内に撮影した証明写真、背景白・カラー写真
- 3) 申請書 ・ 1枚 弊社でオンライン入力後、パスポートと同じ署名をして下さい
- 4) 戸籍抄本 ・ 発行から3ヶ月以内のもの
- 5) 戸籍抄本の翻訳※ ・ 英語又はポルトガル語で作成し、翻訳者が責任を持って翻訳されたことの宣誓文及び翻訳者の氏名、所属会社名を記載し、署名を記入すること
- 6) 英文会社推薦状 ※別紙サンプルをご参照下さい
- 7) 和文会社推薦状 ※別紙サンプルをご参照下さい
- 8) ブラジル受入企業からの招聘状の原本（渡航者とブラジルでの業務の関係を証明すること、カルトリオ（公証人役場）にて認証下さい）

※下記事項を記載して下さい

a) 渡航者の名前

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- b) 職種
- c) 旅券番号・有効期限
- d) 滞在期間
- e) 報酬の支払方法
- f) 技術支援契約の有無（ブラジル企業と日本企業の間）
- g) 責任者のサイン

10) ブラジル受入企業の法人登録番号（CNPJ）

※ブラジル国税庁のリンクより証明書を印刷できます

(http://www.receita.fazenda.gov.br/PessoaJuridica/CNPJ/cnpjreva/Cnpjreva_Solicitacao.asp)

※上記No.5の翻訳は弊社よりビザ業者に翻訳作業を依頼させていただきます。